

品川区新型インフルエンザ事業継続計画改訂版 <概要>

平成21年4月制定

平成23年3月改訂

第1章 品川区事業継続計画の基本方針

目的

新型インフルエンザが発生した場合、区は住民に身近な自治体として、感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、社会・経済を破綻に至らせないための対策を実施する必要がある。

このため、限られた人員で必要な業務を継続できるよう、優先的に取り組むべき業務や、継続・縮小・休止する業務を選定し、発生状況に応じた対策や人員計画等を内容とする事業継続計画(BCP)を、平成21年4月に「品川区新型インフルエンザ対策事業継続計画」として定めた。

同年4月にメキシコで発生した新型インフルエンザへの対応や経験、さらに、国や東京都が事業継続計画およびガイドラインを策定したことに伴い、これらを踏まえ、事業継続計画を改訂する。

基本方針

下記3点を品川区の基本方針とし、区民、事業者、国・東京都等と連携して、新型インフルエンザ発生時における、想定される被害の軽減と、発生が予想される様々な事態への対応策を実施する。

A. 感染拡大抑制を図り区民の生命と健康を守る

- (1)感染防止の徹底
- (2)保健医療体制の強化

B. 区民生活と都市機能を維持する

- (1)区民生活の維持
- (2)都市機能の確保

C. 区役所の必要最小限の機能を維持・確保する

- (1)各種システムの維持
- (2)庁舎管理対策

「品川区新型インフルエンザ対策行動計画」は、主に左記「A」および「B」について、感染拡大防止のための応急的な業務の対策を示す。

事業継続計画の特徴

- (1)感染拡大・まん延期に最大40%の職員が欠勤する事態を想定、実施すべき業務に支障が生じないよう、限られた人員で区政を円滑に継続するために定めた計画
- (2)ウィルスの感染力、病原性および治療薬の有効性、職員の出勤率などを判断し、学校・保育園等の休業や集会・イベントの自粛要請等については、弾力的・機動的に実施
- (3)各部の主な業務を、「新たに発生する業務」、「継続する業務」、「縮小する業務」、「休止する業務」に区分し、発生段階や感染拡大状況に応じた対応策を明記

適用範囲

- (1)品川区組織規則に定める部および事業部、行政機関(地域センター、保育園、品川清掃事務所等)、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局および区議会事務局
- (2)区の業務の受託事業者、指定管理者等に対しても事業継続計画の策定等を働きかける。

事業継続計画の発動

事業継続計画発動の時期	「品川区危機管理対策本部」が、WHOのフェーズ、国、都、近隣自治体の状況等の情報を収集・勘案し、本部長である区長が決定
業務の継続・停止等の方針決定	危機管理対策本部が「基本方針」に沿って決定
具体的な停止・縮小業務、業務再開、緊急時優先業務の決定	危機管理対策本部の決定を踏まえ、各部長・事業部長等が、事前に定めた課ごとの業務選定基準により決定・実行
発動停止ならびに終息宣言	危機管理対策本部が感染者の動向、国、東京都および近隣自治体の状況等の各種情報を収集・勘案し決定

第2章 事態想定

被害想定

計画の前提となる被害予測は、最悪の事態を想定し、「品川区新型インフルエンザ対策行動計画」の流行予測(強毒性の鳥インフルエンザ(A/H5N1)を想定)に基づき、次のとおりとする。

区民の約30%が罹患する。

パンデミック期における区職員の最大欠勤率は、40%とする。

一つの流行の波は、2~3か月続き、その後、1年に2~3回繰り返す。

	東京都	品川区	*品川区の人口を約35万人、感染率を人口比30%として想定
外来患者数	3,785,000人	105,000人	
入院患者数	291,200人	8,080人	
死亡者数	14,100人	390人	

第3章 事業継続の体制

組織体制・役割

発生段階に応じた体制・役割

発生段階	体制	本部長	役割
前段階(未発生期)	通常の情報収集体制	保健所長	感染症情報の収集
第一段階 (海外発生期)	感染症対策本部	総務部長 (危機管理監)	情報収集、各種対策準備開始
第二段階 (国内発生早期)	危機管理対策本部	区長	対応計画の発動、全庁的指揮命令の統一、関係機関との情報共有
第三段階 (感染拡大期・パンデミック期・まん延期・回復期)	危機管理対策本部	区長	・区役所の業務を本庁舎および第二庁舎(防災センター)に集約・制限 ・集会施設・事業、区立学校・幼稚園および保育園等は原則休止
第四段階 (小康期)	感染症対策本部	総務部長 (危機管理監)	・各施設・事業等の再開・復旧 ・再流行に備えた事業継続計画の見直しや改善

- (1)各事業部および所属別に主な任務および初動対応の実施内容を明記
- (2)区立学校に対する教育委員会および保育園・幼稚園に対する子ども未来事業部の初動対応を明記
- (3)職員が発症した場合の具体的対応およびサービスの取扱いを例示
- (4)医師・保健師等の宿泊が必要となる職員のための宿泊場所を確保
- (5)区民への情報提供、広聴対応および報道機関への対応は広報広聴課で一元化
- (6)国・都・医療機関・区民・報道機関等からの情報収集は、危機管理対策本部で集約・管理

第4章 業務選定

業務選定基準

区の業務を次の4段階(A, B, C, D)で評価し、緊急時優先業務等を選定

業務選定基準および主な業務内容・項目等

内容		主な業務項目	主な対応
緊急時優先業務	A 新たに発生する業務	感染拡大防止、区民への相談窓口等	・相談センター業務 ・来庁者、職員の感染防止対策等 ・区民からの電話相談に対応 ・来庁者、職員の来庁時の感染防止等
	B 継続業務	区民生活や都市機能維持等業務	・住民情報システム等維持 ・広報広聴、会計関連業務 ・ごみ処理、埋火葬業務等 ・システム等の維持および区民生活や区役所機能の維持に最低限必要な業務を実施
縮小休止業務	C 縮小(取扱変更)業務	対応や処理方法等を変更して実施する業務	・各種窓口業務 ・各種給付・補助事業等 ・電話、FAX、メール等による対応を主として実施
	D 休止業務	集会、イベント等および直接人と接触する業務	・区立保育園、幼稚園、学校 ・図書館、文化センター等 ・原則、一定期間休止(保育園は一部継続する場合あり)

各業務の対応期間(例示)

業務区分	業務名	発生段階に応じた区分				
		発生前期	海外発生期	国内(都内)発生期	パンデミック期	流行終息期
A 新たに発生する業務	危機管理対策本部の運営・感染予防策の周知等		→			
通常業務	B 継続業務	→				
	C 縮小業務	→				
	D 休止業務	→				

→ 継続業務 → 縮小業務 休止業務

第5章 事業継続のための環境づくり

職員の感染予防対策

- (1)職場における感染防止対策の実行責任者として、インフルエンザマネージャーを設置
- (2)インフルエンザマネージャーは、職員に対する事前の教育および職員や窓口に来た区民が発病した場合に適切な対応を行う責任者として機能

庁舎機能維持

- (1)区の業務を本庁舎および第二庁舎(防災センター)へ集約
- (2)本庁舎・第二庁舎において、庁舎の利用制限および来庁者の来庁制限を実施

人員の確保

- (1)通勤方法・時間の変更等・・・徒歩、自転車、自家用車等による通勤方法の変更、駐車場の確保
- (2)応援派遣の実施・・・職員の応援派遣の事前割振り、事務処理マニュアルの作成等
- (3)応援派遣職員の確保・・・勤務経歴、取得資格等の把握、動員・配置基準に基づく動員配置計画作成

応援派遣職員配置基準

	本庁舎・各施設等	応援派遣職員準備数	応援派遣先・対応内容
算出基準	基準1:(配置職員数×60%)-2名=応援派遣可能職員数 基準2:(配置職員数×60%)-3名=応援派遣可能職員数		「配置職員数」は、課単位もしくはセンター、園等の施設単位とする
1	本庁舎 事業部、部、事務局等	基準1もしくは2	・本庁舎の業務で不足が生じた事業部・課等の応援 ・危機管理対策本部の応援 ・保健所の運営支援
2	地域センター(品1,崎1,井1,荏1,4,八潮)	基準2	・戸籍、税金関係等窓口業務の応援 ・保健所の運営支援
	地域センター(上記以外)	基準1	
3	保育園	基準2	・他の保育園の応援 ・保健所の運営支援
4	児童センター	基準2	・危機管理対策本部の応援 ・保健所の運営支援
5	図書館	基準2	・教育委員会事務局内応援 ・危機管理対策本部の応援
6	区立小中学校、幼稚園	・教職員については、児童・生徒の学習指導・健康確認等の対応 ・職員については、施設管理等の対応	原則、応援要員としない

第6章 ライフラインの確保等

ライフライン確保対策

- (1)情報システム・・・情報システム業務継続計画(ICT-BCP)に基づく対策の実施
- (2)ごみ処理・収集業務、道路維持管理等業務・・・緊急時優先業務として実施もしくは事業者支援

埋火葬対策

埋火葬許可証の迅速な発行、関係事業者(葬祭事業者および火葬場)との連携・協力を実施

第7章 効果的な運用体制

- (1)本計画を国および東京都の事業継続計画やガイドラインの見直し等に伴い適宜改訂
- (2)インフルエンザマネージャー研修等職員向けの研修・訓練の実施
- (3)PDCA サイクルによって事業継続計画を管理、運用する業務継続マネジメントシステム(BCM)として推進